

やまなし多文化共生推進指針

～多文化共生社会の形成に向けて～

2007年4月
(2023年3月改定)

山 梨 県

目 次

第1章 指針改定の趣旨	4
1 改定の背景	4
2 多文化共生推進の意義	6
3 指針の目的	7
第2章 山梨県の現状と課題	8
1 山梨県の外国人登録者の現状	8
2 外国人住民の増加の背景	12
3 外国人住民を取り巻く課題	13
第3章 指針の基本的な考え方	14
1 指針における基本的な考え方	14
2 基本理念・基本目標、取組分野	15
第4章 多文化共生の推進に向けた取組の方向	16
1 コミュニケーション支援	16
2 生活支援	23
3 共生の地域づくり	40
4 地域活性化の推進やグローバル化への対応	43
第5章 指針の推進に向けての体制整備	47
1 県の体制整備	47
2 各主体の役割分担と連携・協働	48

第1章 指針改定の趣旨

1 改定の背景

世界的なデジタル化の流れとともに、社会のあらゆる分野でグローバル化が進行しています。人、物、情報など国境を越えた交流が活発化し、産業活動をはじめ、文化、スポーツ、学術研究など幅広い分野で世界との結びつきをますます深めています。

特に、経済分野においては、企業の多国籍化や金融のグローバル化が加速する中で、国境を越えた人々や企業の活動が拡大し、労働力の国際的な移動がますます活発化しています。

本県においても、外国人の増加、定住化が進み、これら外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点が地域社会に求められていることなどを踏まえ、2007年に「やまなし多文化共生推進指針」(以下前指針という)を策定し、施策を推進することとしました。

前指針策定後の2009年には、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、外国人登録制度が廃止され新たな在留管理制度が導入されました。また、2014年には、改正入管法が成立し、在留資格が新設され、上陸審査が緩和されました。更に2018年には、新たに「特定技能」の在留資格が創設され、特定の産業分野において外国人の受け入れが可能となり、山梨県にも「特定技能」の労働者を含めた外国人労働者が生活しています。

このように、地球規模で労働力が移動し、国境を越えた人の流れが増加する時代を迎え、就労や住居、教育、医療、防災・防犯といった在住外国人に関わる生活上の多くの課題が指摘されています。

2015年には国連総会で「誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を期限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)が全会一致で採択され、日本においても、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の一つとしています。

少子高齢化が深刻化し、2040年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎える一方で、15～64歳までのいわゆる現役世代は急速な減少が見込まれる人口減少社会の日本において、今後も外国人住民の増加が見込まれるため、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。

本県においても人口減少が進む中で、未来に向けて前進するには、地域社会や産業の担い手となる外国人住民の活躍が不可欠であることから、2020年に「やまなし外国人活躍ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、外国人に「選ばれる」県を目指して、外国人住民が安心して働き、暮らせる環境づくりを目標に据えた、県の基本的考え方と中期的な取り組みの方向性を示しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響や近年多発する自然災害は、外国人住民への的確な情報伝達や人権尊重に対しての重要性を再認識させる出来事となっています。

ロシアによるウクライナ侵攻で、国外へ逃れて避難する方々の受け入れや生活支援などについて、地域住民の多文化共生意識のさらなる醸成が求められています。

県は、2022年に「やまなし多文化共生社会実現構想」を策定し、国籍を問わず全ての人が自己肯定感を持って人間関係づくりを進め、外国人住民に本県を「第2のふるさと」と思ってもらえるよう、多文化共生へのあるべき姿(全ての人が大切にすべき理念や心構えと、多文化共生の目指すべき方向性)を示しました。同構想は、多文化共生に関わる全ての主体が直面する現状と課題を踏まえ、その解決に向けてそれぞれの取り組みに実効性を持たせ、有意義で持続可能なものとすることを目的としたものです。

今般、社会的背景や時代の潮流の変化を念頭に置きつつ、「やまなし多文化共生社会実現構想」に定める理念等を基盤としながら、「やまなし外国人活躍ビジョン」の示す基本的考え方を踏まえて、前指針を大幅に見直し、ここに「やまなし多文化共生推進指針」を改定することとしました。

2 多文化共生推進の意義

(1) 外国人住民の人権保障

多文化共生を推進することは、国籍や民族などの異なる人々が、相互に文化的多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に安心して生きていける社会の構築に資することから「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等で保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

外国人の人権をまもるための取り組みを充実させることは、弱い立場にいる方々など、全ての人の人権をまもることにもつながります。

(2) 地域の活性化と共生

世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の経済活動を支える大きな力となりうる外国人住民が増加することによって、地域産業・経済の振興につながり、地域社会の活性化がもたらされることが期待されます。また、地域での交流などを通し、相互依存で成り立っている私たちの暮らしを再認識することは、地域に住む人々の共生につながります。多様性に富んだ活力ある社会を構築していくためには、外国人材の受入を積極的に進めることが肝要であり、本県が未来に向けて前進するためには、国籍を問わず全ての県民の知見を集結させるとともに、文化の多様性の融合によりイノベーションを誘発する必要があります。

(3) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や国際感覚に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となります。

(4) ユニバーサルデザイン・イノベーション創出のまちづくり

現代は、人、モノ、金、情報、サービス等あらゆるものが国境を越え、世界を行き交う社会となり、外国人など多様な背景を持つ人々が地域社会で生活しています。多様な人の集まりになることで、新しい出会いや発見につながります。これは、新たな考え方や技術を取り入れることとなり、新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすイノベーションを創出する力となります。言語、文化などの異なる人々と、これまでの地域の伝統文化も大事にしながら、地域社会を形成していくことで、従来の日本人的視点からのまちづくりに異文化的視点が付加された異文化融合による地域づくりは、相乗効果が期待できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進につながります。

(5) NPO等団体と協働した地域づくり

NPO等団体は、将来行政が多文化共生で必要とする多くの活動項目を担うことができる存在であり、NPO等団体と行政の協働による多文化共生のまちづくりを通して、協働による両者の機能を発揮した地域づくりにつながります。

3 指針の目的

多文化共生の推進のためには、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるとの認識の下、地域社会の構成員として共に生きていくための仕組みを構築することが必要です。

この指針は、多文化共生の推進のために、コミュニケーション支援、生活支援、共生、地域活性化やグローバル化に係る分野ごとに、現状と課題を踏まえた上で、今後の取組の方向について示すとともに、直接住民への行政サービスを提供する市町村を始め、国、県、NPO等団体の多様な主体が進める具体的な取組事例等について体系的に整理し、それぞれの役割分担に基づいて、相互に連携を図りながら、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生社会」の形成を目指すもので、次の(1)～(7)を図ることを目的とします。

- (1) 外国人住民の受け入れ主体としての地域環境の整備
- (2) 外国人住民の人権保障
- (3) 住民の異文化理解力の向上
- (4) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (6) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (7) 受入れ環境整備による外国人材受け入れの実現

第2章 山梨県の現状と課題

1 山梨県の在留外国人の現状

在留外国人数

山梨県の在留外国人は18,765人(令和4年6月現在)で、総人口に占める外国人の割合は2.34%であり、これは43人に1人が外国人住民ということになります。

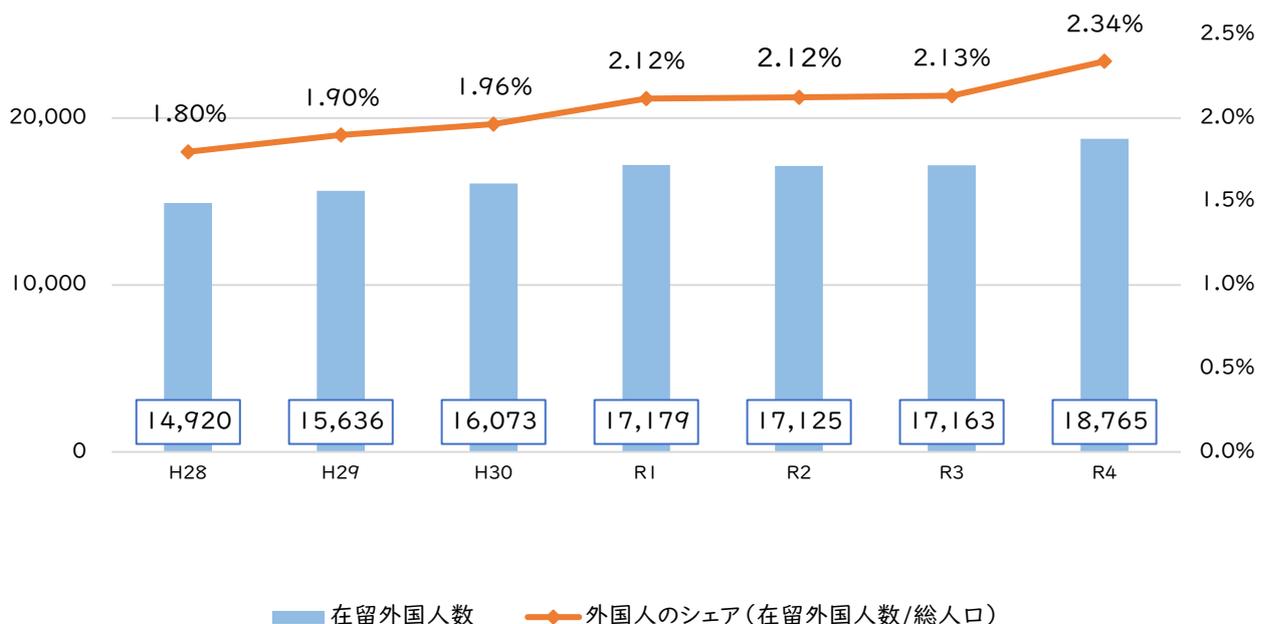
在留外国人数は、増加傾向が続いており、平成28年の14,920人と比べると、2,957人、17.2%の増加となっています。

国籍別にみると、かつてはブラジル、中国、韓国の3か国に集中(平成20年で約7割)していましたが、ベトナムなどの東南アジア系が増加し、国籍も多様化しています。

ブラジルは、最近減ってはいますが、現在でも全国と比べると割合は高く、特に本県では全国に比べて多いことが特徴です。

【在留外国人数とシェアの推移 平成28年～令和4年】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在留外国人数(人)	14,920	15,636	16,073	17,179	17,125	17,163	18,765
外国人のシェア (在留外国人数/総人口)	1.80%	1.90%	1.96%	2.12%	2.12%	2.13%	2.34%



(出典:法務省「在留外国人統計」(R4は6月現在))

【国・地域別在留外国人数の推移 平成20～令和4年】 単位:人

	H20	H23	H26	H29	R2	R4
中国	3,875	4,119	3,498	3,552	3,740	3,928
台湾	-	-	415	538	498	487
ブラジル	5,028	3,311	2,681	2,711	2,930	2,922
フィリピン	2,049	1,920	1,858	2,025	1,990	2,135
韓国	2,608	2,290	2,030	1,898	1,686	1,673
ベトナム	155	264	596	1,487	2,619	3,221
タイ	708	655	617	712	625	605
パルー	1,089	947	754	695	659	668
G7/8 他※	519	487	469	572	588	677
その他	1,250	1,108	1,072	1,446	1,790	2,449
合計	17,281	15,101	13,990	15,636	17,125	18,765

※仏・米・英・独・伊・加・豪・NZ

(出典:法務省「在留外国人統計」)

【山梨県在住の在留外国人国籍・地域上位5位】(令和4年6月現在)

順位	国籍・地域	山梨	(参考)全国
1	中国	20.9%	25.1%
2	ベトナム	17.2%	16.1%
3	ブラジル	15.6%	7.0%
4	フィリピン	11.4%	9.8%
5	韓国	8.9%	13.9%
	その他	26.0%	28.1%

(出典:法務省「在留外国人統計」)

在留資格別にみた在留外国人数

在留資格別にみると、永住者(6,634人 35.4%)、技能実習(2,062人、11.0%)、定住者(1,946人 10.4%)の順で多く、この上位3在留資格で56.8%と全体の半数以上を占めています。

【在留資格別在留外国人数】(令和4年6月末現在)

在留資格	在留外国人数 (人)	割合 (%)	該当例
永住者	6,634	35.4	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)
日本人の配偶者等	1,229	6.5	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	277	1.5	永住者等の配偶者・日本生まれの子
定住者	1,946	10.4	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等
特別永住者	439	2.3	
経営・管理	148	0.8	企業等の経営者・管理者
教育	133	0.7	中学校・高等学校等の語学教師
技術・人文知識・国際業務	1,458	7.8	機械工学等の技術者、デザイナー、通訳等
技能	576	3.1	外国料理の調理師、貴金属等の加工職人等
特定技能	690	3.7	人材確保が困難な特定産業分野の従事者
技能実習	2,062	11.0	技能実習法に基づく業務に従事
留学	1,379	7.3	大学・高等専門学校・高等学校の学生・生徒
家族滞在	1,132	6.0	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	474	2.5	法務大臣が個々の外国人について指定する活動(外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者等)
その他	188	1.0	
総数	18,765	100.0	

(出典:法務省「在留外国人統計」)

市町村別在留外国人数(上位10位)

外国人住民の人口に対する比率が高いのは甲府市(5,577人 32.5%)、中央市(1980人 11.5%)、甲斐市(1217人 7.1%)、笛吹市(1,182人 6.9%)、南アルプス市(1,141人 6.6%)などとなっています。

集住の原因として、上記市は隣接しており、域内及び周辺に生産・組立作業現場が集積する工業団地といった就業する場所があり、住宅の確保や生活必需品等の入手等が容易であること、先に来日した外国人が既に生活基盤を整えコミュニティを形成しているなど、新しく来日した外国人にとって生活しやすい環境が整っていることが挙げられます。また、これらの地域には、人材派遣会社等による就業先と住宅の所有者との一括契約等により外国人住民が集住する事例もあり、集合住宅の入居の5割以上が外国人住民である地区もあります。

【市町村別在留外国人数順位】 (令和4年6月現在)

順位	市町村	外国人数(人)	シェア
1位	甲府市	6,309	33.6%
2位	中央市	2,055	11.0%
3位	甲斐市	1,334	7.1%
4位	南アルプス市	1,314	7.0%
5位	笛吹市	1,284	6.8%
6位	昭和町	799	4.3%
7位	北杜市	727	3.9%
8位	都留市	680	3.6%
9位	富士吉田市	650	3.5%
10位	富士河口湖町	587	3.1%
	その他市町村	3,026	16.1%

(出典:法務省「在留外国人統計」)

2 外国人住民の増加の背景

1970年代までは、本県の外国人住民の大半は在日韓国・朝鮮人すなわち終戦前から引き続き本県に在留している朝鮮半島出身者及びその子孫でありました。

1980年代以降、経済活動のグローバル化の進展によって国境を越えた人の移動が活発化し、政府による中国帰国者及びインドシナ難民の受け入れや、「留学生受け入れ10万人計画」による留学生の受け入れなどもあり、全国と同様に山梨県における外国人住民の数は増加していきました。

更に、1990年の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)改正により、ニューカマーⁱと呼ばれる日系南米人の来日が促進されました。特にブラジル人の増加は著しく、製造業の盛んな地域においては、間接雇用の形態による受け入れが進んできました。また、ニューカマーの中で定住化が進み、国際結婚も増え、永住資格や日本国籍を取得する住民が増加していきました。

アジアを中心とする国々からは、研修生・技能実習生としての受け入れが進んでいました。また、日本の人口が2008年をピークに減少に転じて以降、インドネシアやフィリピン、ベトナムと経済連携協定(EPA)等を締結し、協定に基づく看護師・介護福祉士の受入をスタートさせます。2018年には人材確保が困難な特定産業分野の業務に従事する外国人向けに新たな在留資格「特定技能」が設けられました。このように外国人住民の多様化が進んでいます。

ⁱ 1980年代以降に来日し、定住した外国人を、第二次世界大戦前後に、来日した朝鮮半島や台湾出身の定住外国人と区別するための概念。特に、日系人二世、三世に就労制限のない「定住者」という在留資格を認めた1990年の入管法の改正施行を契機として、急増した南米日系人を指すことが多い。

3 外国人住民を取り巻く課題

日本政府が1980年前後に「国際人権規約」を批准し、「難民の地位に関する条約」に加入したことによって、日本人外国人を問わず社会保障の分野を中心とする平等は一定程度実現しました。しかし、生活者としての外国人住民は、今日なお数多くの困難を抱えています。

外国人住民を取り巻く課題としては、まず、言語の問題があります。40年以上の長期間日本に暮らしていても、日本語によるコミュニケーションが困難である人も多く、様々な問題が生じています。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、リアルタイムでの情報が外国人住民の理解できる内容で伝わらないなど、命に係わる事態における情報伝達の在り方を早急に検討しなければいけないことを再認識させる結果となりました。

また、文化や習慣等の違いによる生活上の困難も大きくなっています。更に、日本の行政の仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多くなっています。

更に、近年は、外国人住民の高齢化が進み、介護、医療を受ける人が多くなっていますが、この際にも、言葉や文化の壁により困難が生じている状況も見られます。

次に、外国人住民は定住化の傾向を示していますが、定住生活の上で必要となる基本的な条件が十分に日本の社会システムの中に整っていないことが問題として挙げられます。例えば、外国人住民の中には、医療保険(健康保険・国民健康保険)に未加入の人も多く、医療の問題が深刻となっています。また、外国人住民の増加に伴って外国籍の子どもも増えており、教育現場では様々な課題が生じています。更に、コミュニケーション上の災害弱者といわれる外国人住民にとって、東海地震等大規模災害の発生時における避難・救援等への対応など喫緊の課題もあります。

その他にも、地域社会での交流機会が不足し孤立するという問題があり、また、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくありません。住居や仕事を探す外国人住民に対する差別の問題、高齢者福祉や介護等社会福祉の問題、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題や外国人住民の社会参画の問題も指摘されています。

これらの諸課題については、令和4年4月に実施した山梨県在留外国人アンケート調査の結果や、山梨県が設置した「やまなし多文化社会実現構想委員会」でも指摘されていることです。

以上のように、外国人住民の増加、多国籍化、定住化の進展に伴い、行政が直面するニーズはこれまで以上に多様化・複雑化しており、これまでの施策では十分とはいえない現状にあります。

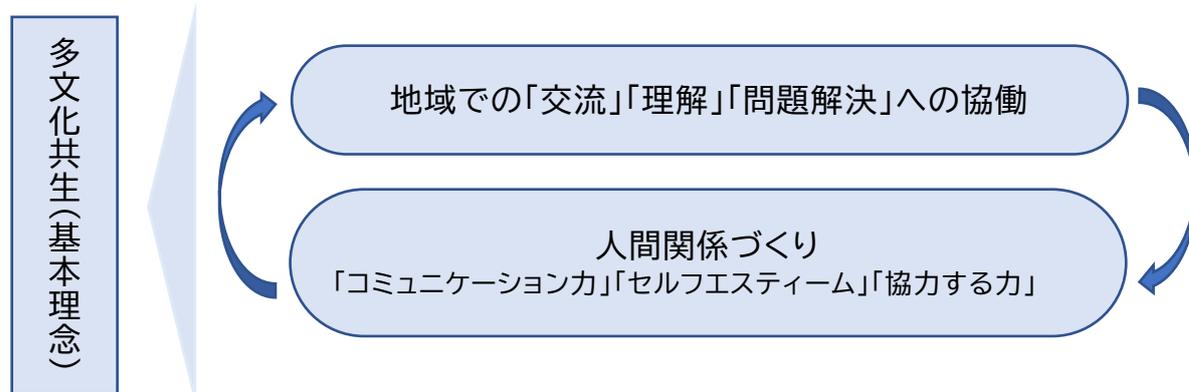
第3章 指針の基本的な考え方

1 指針における基本的な考え方

外国人住民への対応については、現在はまだ集住地域等一部の地域における特別な課題と受けとめられている向きもありますが、今後のグローバル化及び少子高齢化・人口減少によって、外国人労働者の増加は不可避との予測もあり、近い将来において、多文化共生への対応は県内の自治体にとって共通の課題となることも予想されます。このような中、外国人住民も地方自治法上の「住民」であり、また、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等の要請から、基本的には日本人と同等のサービスを受けられるようにすることが求められます。

本指針においては、「地域で暮らす外国人住民が地域に溶け込めるよう、多様性を認め合うなかで相互理解を深め、安全・安心で快適に生活できる活力あふれる共生社会の創造」を基本理念としています。

これは、外国人、日本人ともに、三つの要素（「コミュニケーション力」、「協力する力」、「セルフエスティーム（自己肯定感）」を土台とした人間関係づくりを進めつつ、地域における「交流」、「理解」、「問題解決」について取り組む協働の仕組みを構築し、県民が国籍に関係なくそれぞれの持つ力を融合させ、前進する多文化共生社会を目指す「やまなし多文化共生社会実現構想」に基づく理念でもあります。



以上の視点を踏まえて本指針の基本目標については以下の2つを設定します。
外国人住民が安心して生活できるという観点から

基本目標 1 外国人住民の生活面での支援体制の確立

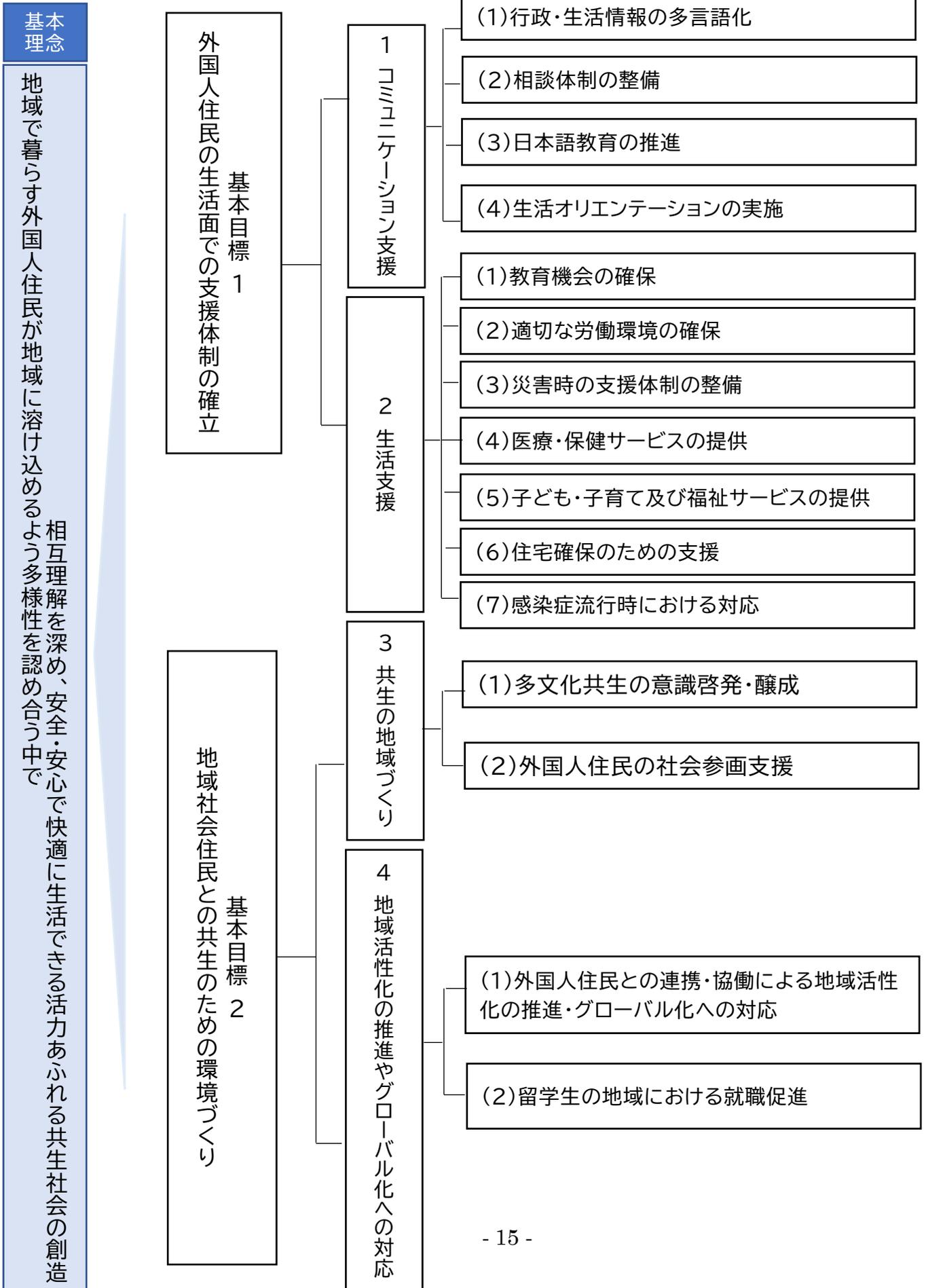
外国人住民と日本人住民が地域社会の構成員として共に生きていくという観点から、

基本目標 2 地域社会住民との共生のための環境づくり

次いで、基本目標に向けて多文化共生社会を形成するための取組方向について、分野ごとに、現状と課題、今後の取組の方向、多様な主体で進める具体的な取組事例を整理しました。

更に、これらの取組を推進するため、「推進に向けて体制整備」についても示しました。

2 基本理念・基本目標、取組分野



第4章 多文化共生の推進に向けた取組の方向

1 コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化

① 現状と課題

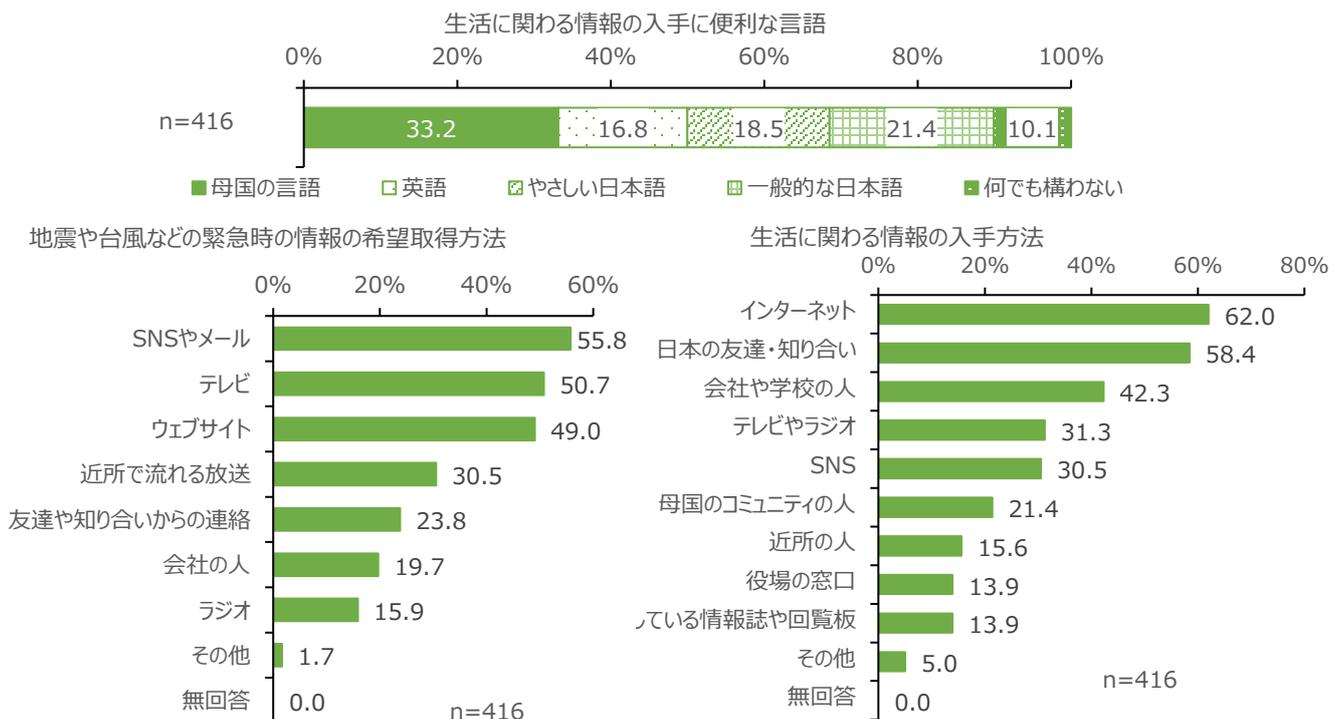
山梨県が実施した「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)によると、「生活に関わる情報の入手に便利な言語」は「母国の言語」の回答割合が最も高く、次いで「一般的な日本語」、「やさしい日本語」と続いており、山梨県に長年暮らしていても、母国の言語や平易な日本語での情報が求められていることが分かります。

これまで、外国人が必要とする行政の情報は、多言語化を進めてきましたが、知られていないケースや使われていないケースも多くあります。

また、「生活に関わる情報の入手方法」は「インターネット」が最も多くなっており、発信方法についても、SNSの活用が必要です。更に、「地震や台風、大雪などの緊急時の情報の希望取得方法」でも「SNSやメール」の回答割合が最も高くなっており、スマートフォンを持つ人が増えたことにより、インターネットやSNSでの情報取得が中心となってきています。

更に、一方で、言語での情報が発信されていても、日本の文化が分からなければ、理解に苦しむケースも多くなることが課題として挙げられています。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

外国人住民が地域社会において支障なく生活していくためには、利用可能な行政サービス情報等の必要な情報を母語や一般的な日本語、やさしい日本語で提供することが効果的です。

近年では、インターネットや SNS での情報取得が多くなっていることから、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要です。

なお、その際には、必要に応じて文化的背景についての理解を促進することも重要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

総務省が推進している(国研)情報通信研究機構(NICT)が開発した多言語音声翻訳技術の高度化及び社会実装、また、「グローバルコミュニケーション計画 2025」(令和2年3月策定)の中で 2025 年(令和7年)には AIによる「同時通訳」を実現するとしており、そのための技術の研究開発を現在も実施

地方公共団体に向けては、(国研)情報通信研究機構(NICT)が、地方公共団体の窓口業務に対応した多言語音声翻訳システムの実証実験を行っており、各地方公共団体において多言語音声翻訳システムの導入・利活用を進めている

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語(やさしい日本語を含む。以下同じ。)での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて対応する言語を検討するとともに、日本の文化についても必要に応じて説明し、理解を深める

通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的活用

B 一元的相談窓口における外国人住民の生活相談

一元的相談窓口において、外国人住民に対して、行政・生活情報を提供するとともに、地域生活で生じる様々な相談(法律相談を含む)に対応。必要に応じて、体制の拡充を検討

C 多様なメディア、NPO 等との連携による多言語情報の提供

地元のコミュニティFMや県外のエスニック・メディアⁱⁱの活用、通訳の育成、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等との連携による多言語による情報提供の推進

ⁱⁱ 日本に住む外国人向けに発行されている新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどのメディアのこと。エスニック・メディアは、80年代後半から急増したニューカマーと呼ばれる外国人たちによって、急激に増加した。

- D 生活ガイドブック、生活オリエンテーション等による生活情報の提供
外国人住民が地域で暮らして行くために必要となる、日本の文化や習慣についての常識、役所での手続き等に関する基礎知識、困ったときの相談窓口等について掲載した生活ガイドブックの作成や生活オリエンテーションの実施
- E 公立図書館等での多様な言語によるサービスの推進
外国語の図書(CD、DVD、ビデオ含む)、雑誌、新聞(エスニック・メディア)の整備・所蔵や、ボランティア等と協力しての外国人親子向けの外国語や日本語による絵本のイベント等の開催
- F JETプログラムⁱⁱⁱの国際交流員(CIR)の活用
JETプログラムにより招聘した国際交流員(CIR)の多文化共生分野への活用

iii 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム: The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、地方公共団体が、総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力の下に、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的とした外国青年の招致プログラムである。(1987年度創設)プログラム参加者の職種は、小学校・中学校や高等学校で語学指導に従事する外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher)、地域において国際交流活動に従事する国際交流員(CIR: Coordinator for International Relations)及び地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員(SEA: Sports Exchange Advisor)がある。

(2)相談体制の整備

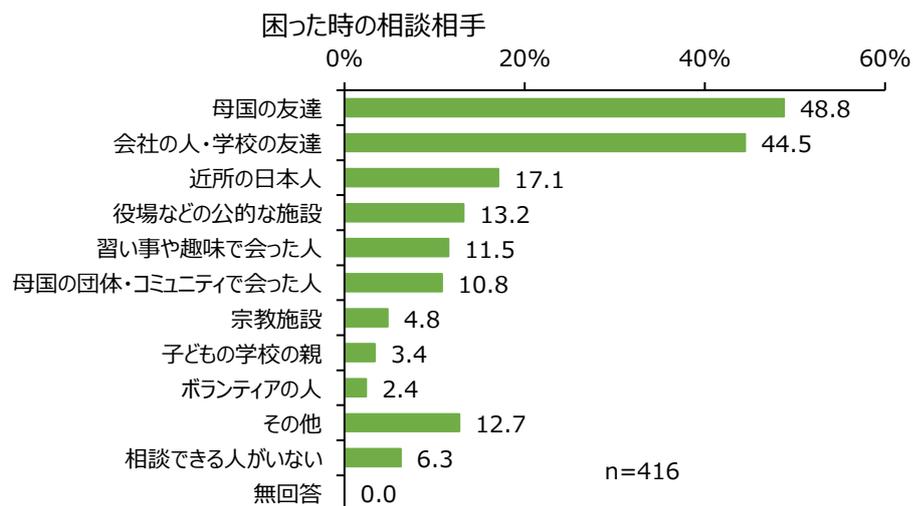
① 現状と課題

外国人の相談先は、家族や友人・知人など身近な人が多く、困りごとがあっても解決が難しい場合もあります。山梨県が実施した「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)によると、「困った時の相談相手」は「母国の友達」が48.8%と最も多く、次いで「会社の人・学校の友達」(44.5%)となっています。一方で「役場などの公的な施設」は13.2%と1割程度しかいません。

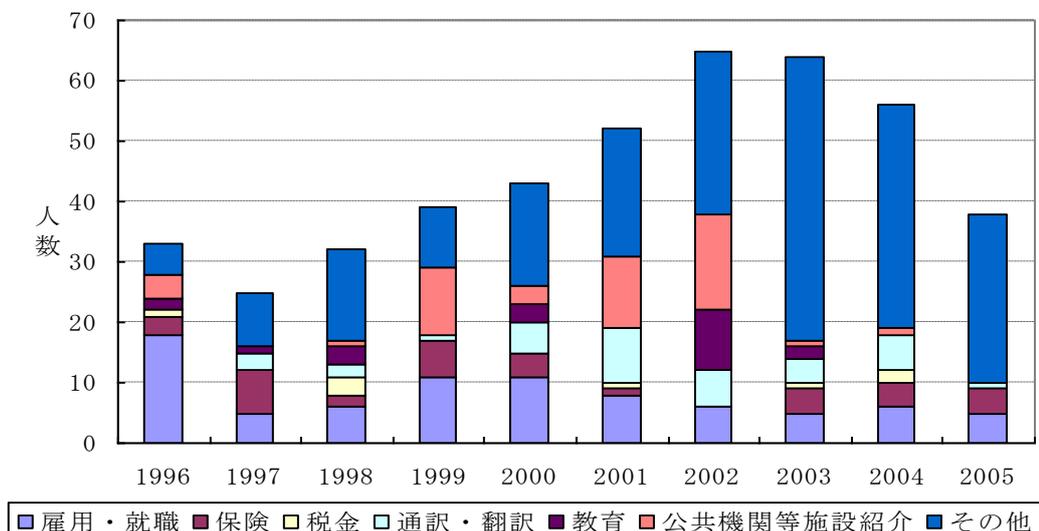
山梨県では、「やまなし外国人相談センター」を令和元年に開設し、外国人のあらゆる悩みごと、困りごとの相談に多言語で対応しています。

市町村においては、通訳を配した外国人相談窓口を設置しているところがわずかしがなく、今後、外国人住民の最も身近な相談の場である市町村にいかに多く相談窓口を設置し、定着化させ、充実を図っていくかが大きな課題となっています。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

外国人相談センターの活動強化や、地域の中で身近に相談できる相手を増やすことが必要です。

また、外国人相談センターにおける相談員の専門性を高め、多くの外国人の方々に利用してもらいやすくするとともに、地域の中で外国人が気軽に相談できるサポーターを任命し、その数を増やしていくことも重要です。

外国人住民の生活上の不安を解消するために、国、県、市町村等各相談機関において、通訳ボランティア等を配置し、暮らし一般、保健、医療、雇用、教育、年金、国籍、婚姻等の相談業務の充実を図ることが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 相談窓口の設置と専門家等の養成

外国人住民の生活相談のための窓口の設置、関係機関・大学・NPO等団体との連携による外国人相談に対応可能な専門家等の養成

B 法律等専門相談の拡充

弁護士、行政書士及び出入国在留管理局・労働局・法務局・社会保険事務局等の職員を相談員とした法律等専門相談会の充実

C 地域の外国人住民の相談員等としての活用

文化的・社会的背景を同じくする地域の外国人住民や留学生等の相談員への活用促進

(3) 日本語教育の推進

① 現状と課題

外国人住民が増加を続ける中、その国籍も多様化しています。近年では、技能実習生の増加が顕著であり、労働環境下では、日本語でのコミュニケーションを余儀なくされることも多くなっています。

外国人住民が日本で生活していく上では、コミュニケーションの手段として、母語以外に、日本語の能力を身につけることが必要です。

しかしながら、地域や学校における日本語学習の機会が少なく、集住市町村の一部において、日本語講座が開催されているものの、ボランティアに頼る状況にあり、公的な日本語学習の機会を支援するシステムとしては不十分です。

特に夜勤も含む間接雇用の形態の多い外国人住民にとっては学習に参加できないケースや、休日を削って日本語教室に通える体力がないケースがあるため、開催時間や職場での開催等、開催場所の工夫も必要です。また、受講者である外国人住民の日本語能力にもばらつきがあり、ニーズやレベルに適應した学習となっていないなどの課題があります。

② 今後の取組の方向

外国人住民が地域社会で孤立することなく日本人と共に生活していけるよう、日本語でのコミュニケーション能力を身につけるとともに、日本の社会や文化等について理解を深めていくための支援が必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 日本語教室及び日本事情教室の開催

学習者のレベルに応じた「日本語教室」の開催と日本の文化・生活習慣等「日本事情の学習講座」の開催

B 日本語指導者養成講座の開催

日本語教室等の拡大のための日本語指導者養成講座の開催

C 日本語学習リソースの整備・充実

日本語指導者が日本語教室で活用するための日本語教材や副教材・補助教材の整備・充実

D やさしい日本語による表記の促進

漢字にふりがなをふる、理解しやすいやさしい表現に書き換えるなどの外国人住民に配慮した日本語表記の促進

E 日本語・日本文化等の来日前の周知

国において、海外県人会等の組織を活用した来日予定者への日本語や日本文化・日本事情等の周知

(4) 生活オリエンテーションの実施

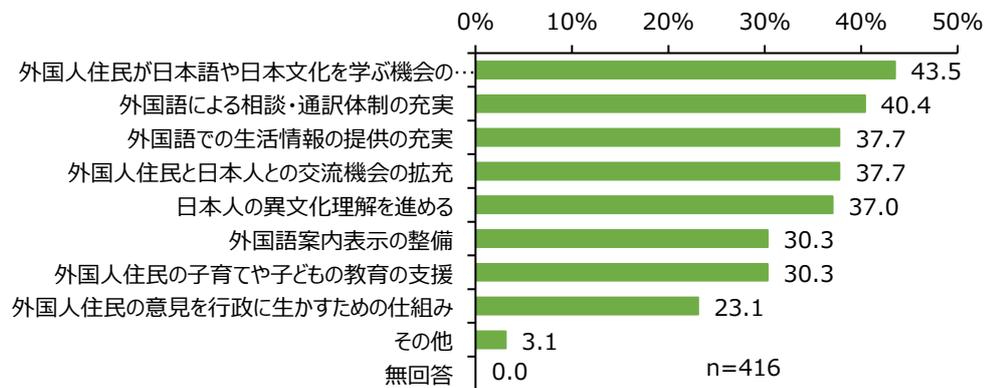
① 現状と課題

母国と異なる文化やルールに不安や悩みを抱えながら生活をしており、交通ルールや生活安全上のマナーが母国と異なるため、理解するのが難しいとの声を耳にします。

山梨県が実施した「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)によると、外国人住民が暮らしやすい地域にするために必要なものとして「外国人住民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実」の回答割合が43.5%と最も高く、次いで「外国語による相談・通訳体制の充実」(40.4%)、「外国語での生活情報の提供の充実」(37.7%)と続いています。

一方、日本人の中には、外国人に対して不安や避けようとする気持ちを抱く人もいます。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

外国人を単なる労働力としてではなく、生活者として、そして、地域社会の担い手として重要な存在にとらえ、山梨県での生活を導入しやすく、また、身近な地域コミュニティに参加しやすい環境を整備することが重要です。

2 生活支援

(背景)

在留外国人が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合には、在留資格・言葉の問題や文化・習慣の違いなどにより、複雑で複合的な問題があり、様々な困難に直面してしまいます。

そこで、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことが求められています。

(1) 教育機会の確保

① 現状と課題

県内の小中学校に就学している外国人児童生徒数(公立小・中)は、令和4年現在 685 人です。また、日本語教育が必要な児童生徒数(公立小・中)は415人で、平成18年の230人から185人増えています。一方で、日本語指導を行う教員(公立小・中)は18のセンター校に22名配置されているに留まっています。更に、日本語教室を開設している市町村は27市町村中12市町村、県内の日本語教室数は22程度であり、こうした教室で教えているのは、ボランティアの方々を中心に、教師の育成や確保も課題です。

時間がない、遠くて通えない、レベルが合わないなど、ニーズに合っていない場合もあり、きめ細かな支援が行き届きづらくなっています。

県では、外国人児童生徒等の教育の効果的な推進を図るため「帰国・外国人児童生徒教育研究会」の開催や、外国人児童生徒に対する日本語の指導、学習面及び生活面の適応指導を目的に、「日本語指導センター校」を設置(平成2年度から開始、18校、各校1名の日本語指導専任教員の配置)するとともに、教材・手引き書等の作成や通訳者を派遣した教育相談等の取組をしていますが、次のような課題が生じています。

まず、外国人児童生徒が急増している地域においては、センター校からの教師の派遣ではカバーできないケースが出始めているなど日本語指導の充実が求められています。次に、環境不適應の児童生徒も増えており、母語の分かる通訳者を介したきめ細かな指導が求められているなど適応指導の充実が課題となっています。また、中学校から編入してくるケースと高校進学を希望する生徒が増えてきており、その場合、入試における特別措置はあるものの、日本語の力が充分ではなく高校進学を希望しても困難な場合もあり、日本語能力の向上が求められるなど、進路指導の充実を図ることも必要とされています。

一方、外国人の親と子においては、言葉や文化が壁となり、日本の教育に馴染めない、日本人の中になかなか溶け込めない、親が子どもの教育にあまり関心がない、生活言語だけでは学校での学習は難しい、外国人児童

生徒のために学校生活をサポートする指導者が不足しているなどの問題点も指摘されています。

このように、日本語指導や適応指導、進路指導のあり方など、さまざまな課題が生じています。特に、学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの存在が社会的な問題となっています。

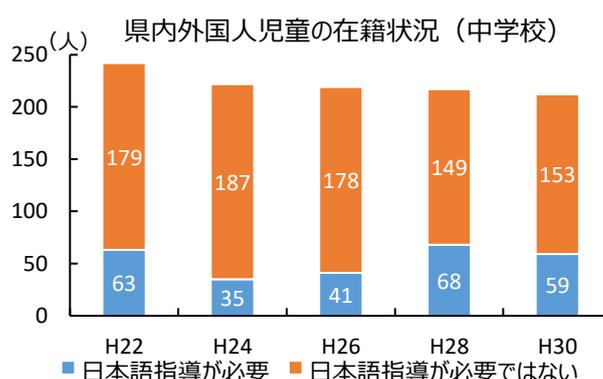
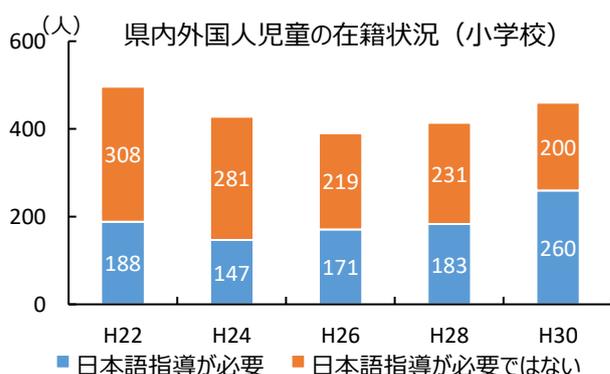
また、国によって教育・就学に関して文化が異なるため、日本の教育システムへの理解不足や、進学に影響するケースも見られます。

また、日本語指導の提供だけでなく、外国籍の児童・生徒に自国の文化を伝える機会を創出し、相互理解の促進を求める声も挙がっています。

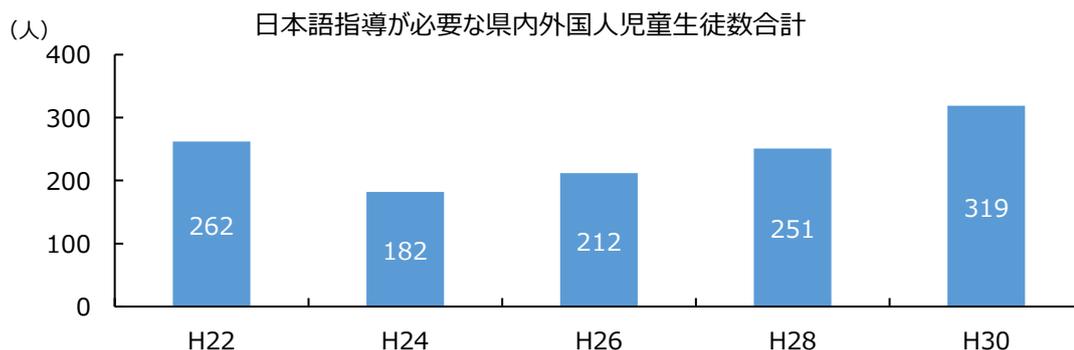
【県内外国人児童生徒の在籍状況 平成 22～30 年】

区分		H22	H24	H26	H28	H30
小学校	外国人児童数	496	428	390	414	460
	日本語教育が必要	188	147	171	183	260
	日本語教育が必要ではない	308	281	219	231	200
中学校	外国人児童数	242	222	219	217	212
	日本語教育が必要	63	35	41	68	59
	日本語教育が必要ではない	179	187	178	149	153
合計	外国人児童数	738	650	609	631	672
	日本語指導が必要	262	182	212	251	319
	日本語指導が必要ではない	487	468	397	380	353

(出典:文部科学省「学校基本調査」)



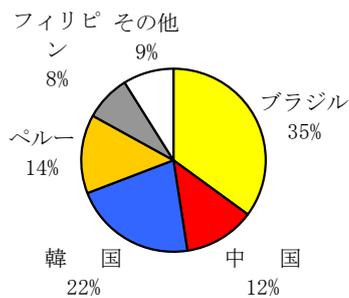
【母国語別日本語指導の必要な外国人児童生徒数】



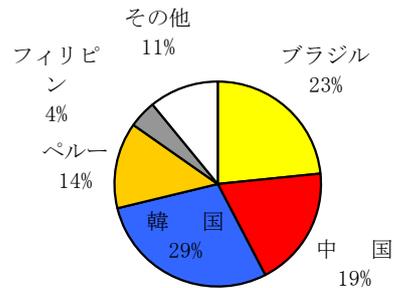
母語	2010年度	2012年度	2014年度	2016年度	2018年度
英語	6	5	2	4	10
韓国・朝鮮語	13	12	9	7	14
スペイン語	52	43	51	43	46
中国語	39	25	32	50	50
フィリピン語	44	21	29	31	37
ベトナム語	0	0	0	4	9
ポルトガル語	99	81	89	105	145
その他	9	6	7	13	16
合計	262	193	219	257	327

(出典:県教育委員会調べ)

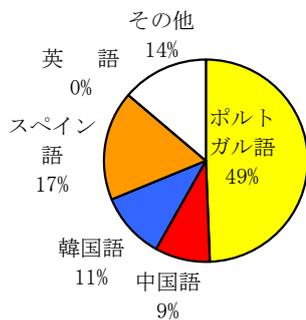
【国籍別在籍数（小学校）】
(H18.5.1現在)



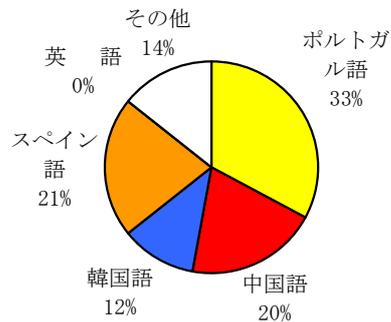
【国籍別在籍数（中学校）】
(H18.5.1現在)



【母語別日本語指導の必要な
外国人児童数（小学校）】
(H18.5.1現在)



【母語別日本語指導の必要な
外国人生徒数（中学校）】
(H18.5.1現在)



② 今後の取組の方向

不就学者を始め日本で教育を受ける上で、困難な状況にある外国人児童生徒の学習環境の改善に向け、教育委員会、大学、日本語指導者ボランティア、NPO等団体と連携して就学の保障と学習の支援を図ることが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A NPO等団体や大学等との連携による学習サポート

大学やNPO等団体との協働による学習サポーター等を活用した外国人児童生徒への日本語や母語による学習等の支援

B 学習サポーター等の人材育成

一般県民や大学生、留学生、外国人住民を対象とした、外国人児童生徒に日本語指導等を行う学習サポーターの養成

C 多言語による就学案内情報の提供

外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を目指した不就学を防止するための就学案内等に関する情報提供

D 多言語による教育相談(学校生活ガイダンス、進路・就職ガイダンス)の開催

日本の学校生活への円滑な適応を目的とした学校生活全般に関する親子ガイダンスや、外国人生徒が適切に進路を選択し、やりがいを感じる仕事や希望する仕事に就けるようにするための親子を対象とした進路・就職ガイダンスの開催

E 幼児教育制度の周知及び多文化対応

保育所等と連携した就学前教育等幼児教育について、多言語による情報提供や多文化に配慮した幼児教育の実施

F JETプログラムの国際交流員(CIR)の活用

外国人児童生徒に対する相談業務、補習ボランティアの育成や、外国人学校へのサポート等、地域の状況に応じた国際交流員の活用

G 外国人学校の法的地位の明確化

外国人学校の法的地位の明確化のための各種学校及び準学校法人に係る認可基準緩和の検討

(2) 適正な労働環境の確保 労働環境

① 現状と課題

県内の外国人労働者の総数は、令和4年10月末現在、10,433人で、平成28年の5,178人の201.5%に増加しています。

雇用事業所数は1,763か所であり、平成28年と比較すると778か所(79.0%)増加しました。

雇用形態について見てみますと、このうち、直接雇用されている外国人労働者数は7,688人(73.7%)、人材派遣・業務請負会社等で間接雇用されている外国人労働者数は、2,745人(26.3%)となっています。

規模別では、「30人未満」の事業所での雇用の増加が顕著となっています。

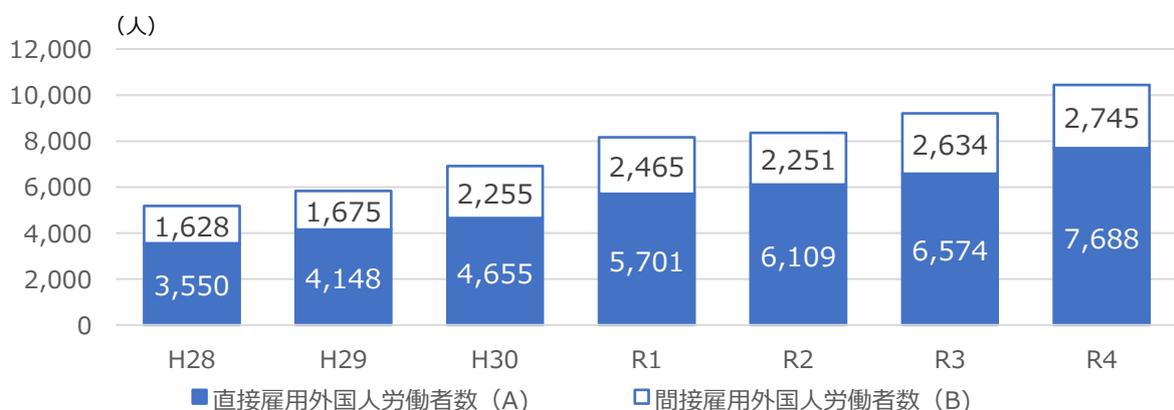
【外国人雇用事業所数及び直接・間接雇用別外国人労働者の推移】

(平成28年～令和4年)

(単位:人)

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
外国人雇用事業所数	985	1,058	1,184	1,339	1,444	1,618	1,763
直接雇用外国人労働者数(A)	3,550	4,148	4,655	5,701	6,109	6,574	7,688
直接雇用割合(A)/(C)%	68.6%	71.2%	67.4%	69.8%	73.1%	71.4%	73.7%
間接雇用外国人労働者数(B)	1,628	1,675	2,255	2,465	2,251	2,634	2,745
間接雇用割合(B)/(C)%	31.4%	28.8%	32.6%	30.2%	26.9%	28.6%	26.3%
外国人労働者数計(C)	5,178	5,823	6,910	8,166	8,360	9,208	10,433

※間接雇用外国人労働者数については、事業者の直接雇用ではない労働者数のことであり、「直接雇用と間接雇用のいずれの携帯も有する事業所」と「間接今日の形態のみを有する事業所」が含まれる。

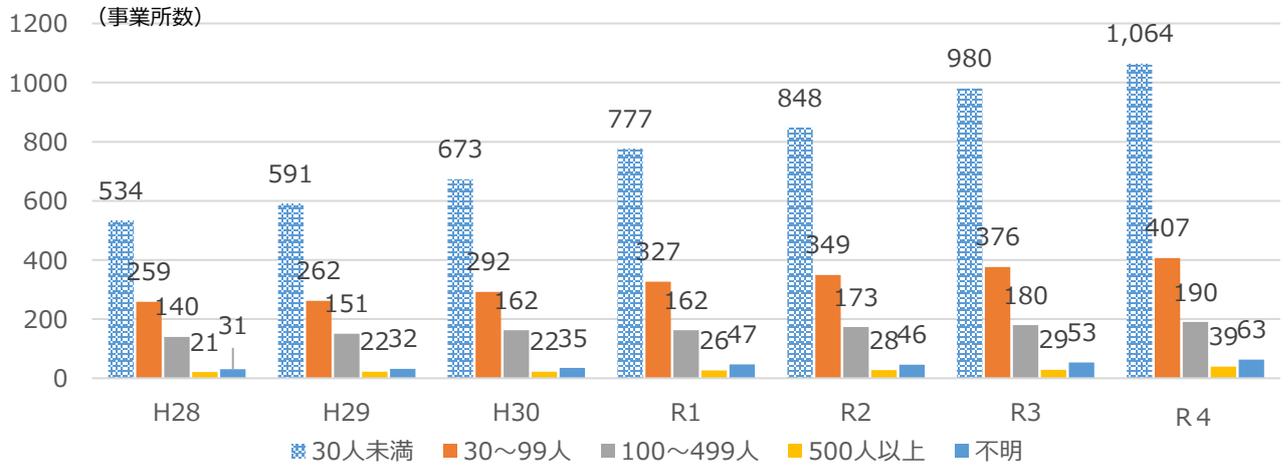


(出典:山梨労働局「外国人雇用状況報告」)

【外国人雇用事業所の規模別数状況】（平成28年～令和4年）

（単位：人）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業所労働者数	30人未満	534	591	673	777	848	980	1,064
	30～99人	259	262	292	327	349	376	407
	100～499人	140	151	162	162	173	180	190
	500人以上	21	22	22	26	28	29	39
	不明	31	32	35	47	46	53	63
全事業所規模計		985	1,058	1,184	1,339	1,444	1,618	1,763



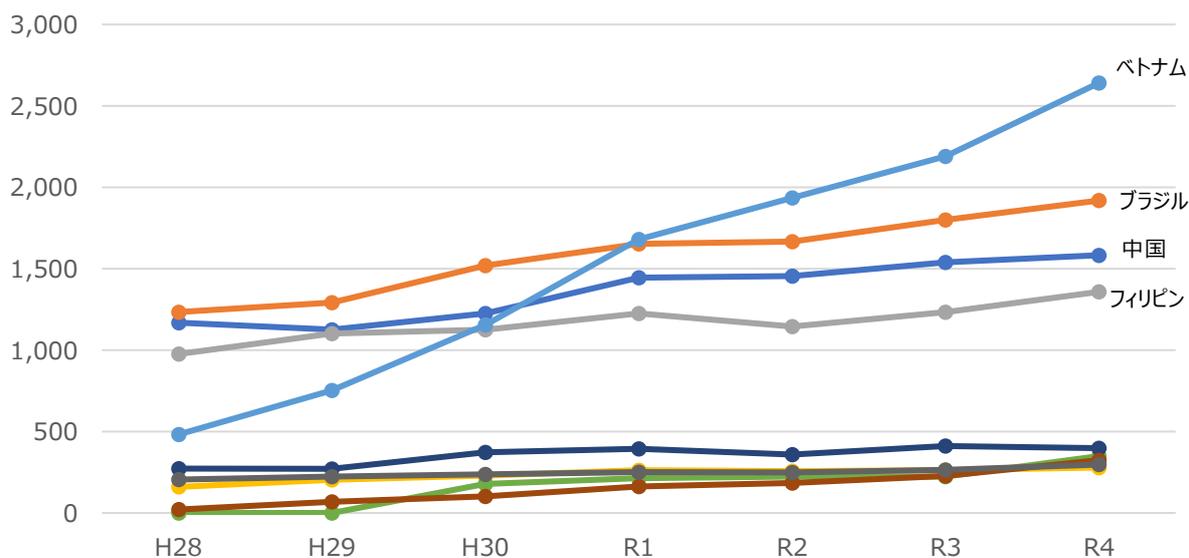
（出典：山梨労働局「外国人雇用状況報告」）

また、直接雇用の外国人労働者の出身国別では、R3年は、ベトナムが2,191人と全体の23.8%と最も多く、次いでブラジルの1,800人(全体の19.6%)、中国の1,539人(全体の16.7%)となっています。

【外国人労働者の状況（出身地域別）平成28年～令和4年】

(単位:人)

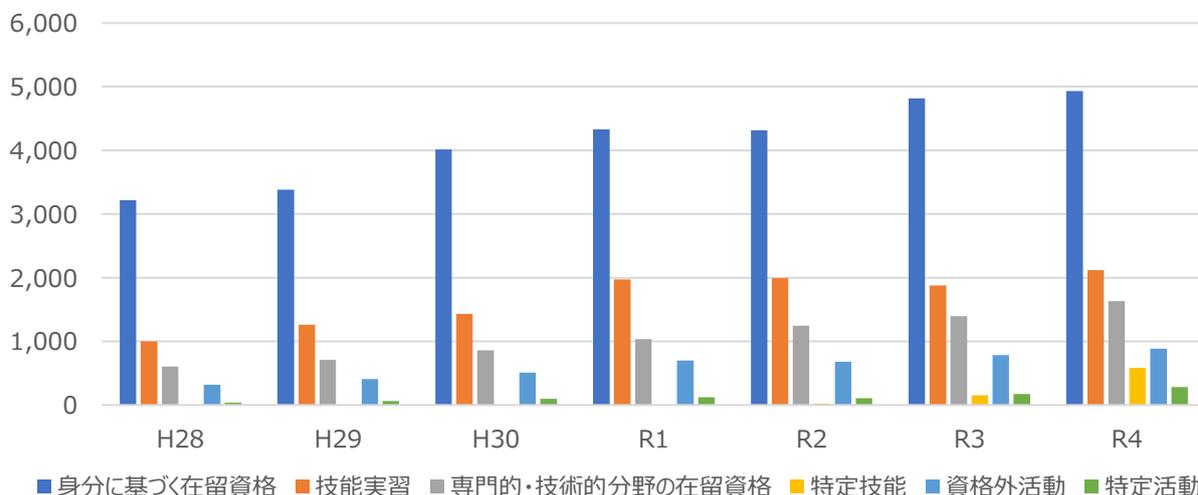
出身地域/年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中国	1,168	1,126	1,226	1,446	1,455	1,539	1,583
ブラジル	1,234	1,293	1,520	1,653	1,666	1,800	1,919
フィリピン	976	1,102	1,126	1,226	1,146	1,233	1,358
韓国	160	203	229	263	256	262	279
ベトナム	482	752	1,155	1,680	1,936	2,191	2,641
インドネシア	152	172	178	214	224	223	349
ペルー	272	271	372	393	358	411	398
ネパール	21	68	101	162	185	227	324
G7/8 他	205	223	237	250	249	265	297
その他	508	613	766	879	885	1,057	1,285
	5,178	5,823	6,910	8,166	8,360	9,208	10,433



(出典:山梨労働局「外国人雇用状況報告」)

令和4年の在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が4,931人で全体の47.3%と最も多く、次いで「技能実習」が2,121人で20.3%を占めています(以上、山梨労働局「外国人雇用状況報告」による)。

【外国人労働者の状況 (在留資格別)平成27年～令和4年】



(単位:人)

在留資格	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
身分に基づく在留資格	3,215	3,382	4,014	4,331	4,316	4,816	4,931
技能実習	1,001	1,261	1,432	1,975	1,991	1,880	2,121
専門的・技術的分野の在留資格	604	709	860	1,035	1,245	1,399	1,630
特定技能	-	-	-	0	23	151	586
資格外活動	319	407	508	702	678	787	884
特定活動	39	64	96	123	107	175	281
合計人数	5,178	5,823	6,910	8,166	8,360	9,208	10,433

(出典:山梨労働局「外国人雇用状況報告」)

地域別では、甲府市をはじめとする宝石貴金属加工業が盛んな地域では、技術交流の経緯から韓国人が多く、生産・組立作業部門の集積する国母・釜無・甲西等工業団地周辺地域には、ブラジル人をはじめとするいわゆるニューカマーが多く就労しています。

また、技能実習、特定技能の増加に伴い、県内全地域で隈なく在留外国人数の増加がみられます。

② 今後の取組の方向

外国人を雇用している企業は、外国人住民の生活支援や日本人住民との共生に係る社会的責任を有しています。このため不安定な雇用状況にある外国人労働者の雇用の安定化を図るとともに、適正就労や社会保険への適正加入に向けて、事業所の雇用主への啓発を図ることが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 外国人労働者の受入体制についての官民挙げての促進

適正就労や社会保険への適正加入、企業における外国人労働者の受入体制の整備等についての官民挙げての促進

B 就業環境の改善に向けての事業主及び人材派遣会社への啓発

外国人を雇用する事業者の実態把握と、社会保険加入や就業環境の改善等についての事業主及び人材派遣会社への啓発

C ハローワークや地元の商工会議所等との連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、ハローワークや地元の商工会議所、商工会、中小企業組合等及び企業との連携による求人情報や企業ガイダンス情報等の提供

D 外国人労働者の適正な労働環境などの改善に向けた弁護士との連携

労働環境の改善のための法的支援に向けた弁護士との連携の促進

(3) 災害時の支援体制の整備

① 現状と課題

外国人の増加に伴い、災害発生時に外国人が直面する困難が全国的に顕在化しています。外国人住民は災害発生時にコミュニケーション上の特別な支援が必要となる要配慮者ではありますが、地域防災計画や地域の防災体制等における外国人住民への対応の位置づけは必ずしも十分とは言えません。

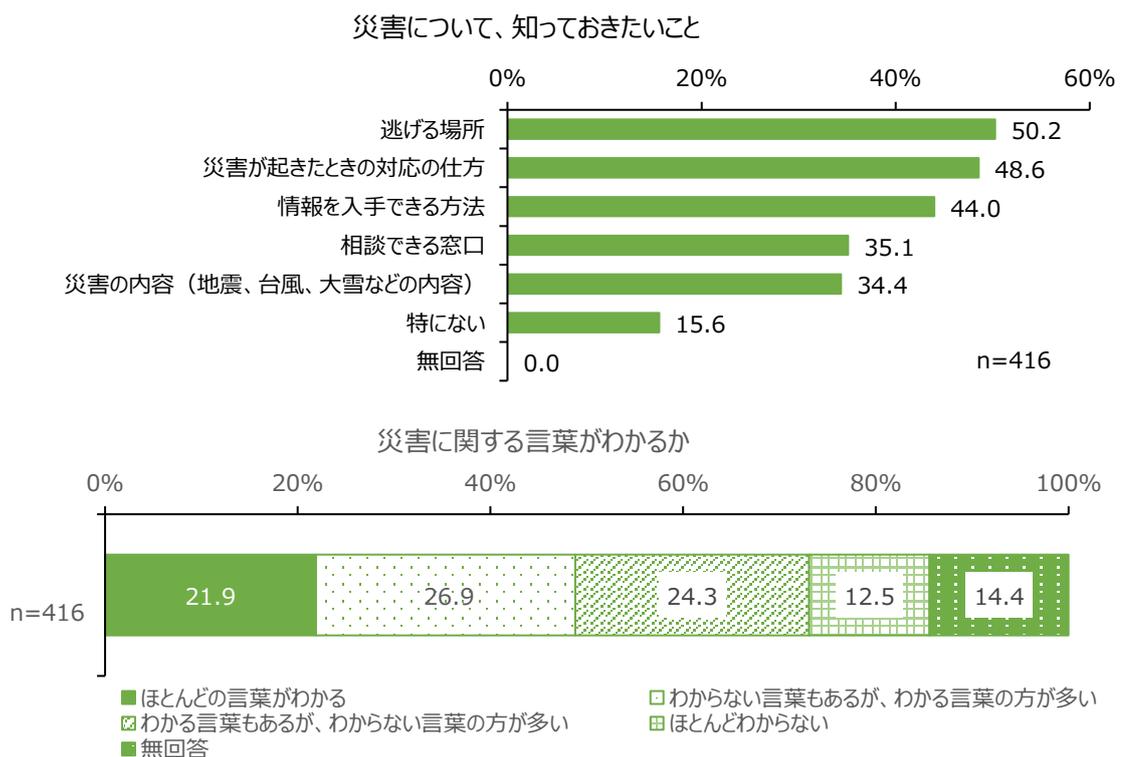
山梨県が実施した「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)によると、「災害について、知っておきたいこと」について「逃げる場所」の回答割合が50.2%と最も高く、次いで「災害が起きたときの対応の仕方」(48.6%)を挙げていることから、逃げ場所や対応の仕方が分からない外国人住民が多いことが分かります。

また、「災害に関する言葉が分かるか」については、「わかる言葉もあるが、わからない言葉の方が多い」(24.3%)、と「ほとんどわからない」(12.5%)を合わせた<わからない>は4割近くとなり、災害時の言葉の壁も見受けられます。

避難指示などの重要な情報が伝わらない可能性があることや、避難所での生活情報や応急対策情報の周知が難しいため、災害発生時に外国人住民の孤立化が懸念され、また避難所においては地域住民とのトラブルも予想されます。

これらの状況に対処するため、平常時から外国人住民が地域の防災訓練へ参加したり、防災知識を身につけて災害に備えておくことが非常に大切であり、日頃から地域住民との連携を密にしておくことも重要です。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

日本語によるコミュニケーションが困難であるため、言語における災害弱者とも言われている外国人住民に対して、災害発生時に不安を解消してくれる情報提供体制の整備を目的に、やまなし防災アクションプランに基づいたアクション項目等を実施することが必要です。

また、災害発生時における外国人住民への支援を円滑に行うためには、国や県、市町村のみならず、ボランティアやメディアを含めた民間団体等との連携等を図ることが必要です。

更に、安全・安心のまちづくりのために、防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室等を開催する等、関係機関と連携した防犯対策の充実を図ることが大切です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 災害時における支援体制の整備

災害時外国人支援情報コーディネーターの育成、研修会、防災訓練の実施、災害多言語支援センターの開設、地域安全教室の開催、交通安全ガイドや地域安全チラシの多言語化

B 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化

(一財)自治体国際化協会が作成した次のツールを利用した災害時の情報伝達。多言語表示シート、携帯電話用情報、音声情報の作成、多言語表示シート作成ツール、携帯電話用災害時多言語情報作成ツール、災害時多言語音声情報作成ツール

C メディア等による緊急情報提供

緊急時における多言語による緊急情報の提供を盛り込んだメディアとの報道協定の締結及び防災無線、防災広報における多言語やルビ付き、やさしい日本語による緊急情報の提供

D 平常時における防災教育と防災訓練

平常時からの防災意識の普及啓発と災害への準備を進めるための取組の推進、多言語による防災啓発、防災教育訓練の実施、防災訓練の中での「外国人住民ブース」の設置、各種防災講演会、セミナー、図上演習への参加、防災教育・訓練の実施に当たっての国際交流協会・NPO・災害ボランティア・地域の自主防災組織等との連携強化

E 緊急時に備えた外国人住民の所在把握

防災対策上不可欠である外国人住民の所在情報の可能な限りの把握

F 災害時の通訳ボランティアの育成

一般県民や外国人住民、災害ボランティア、国際交流人材バンク登録者等を対象とした災害時の通訳ボランティアの育成と、育成したボランティアの防災訓練への活用の仕組みづくり

G 防災ガイドマップ等の作成

多言語による地域の防災ガイドマップ・避難所マップの作成

H 多言語による生活安全情報の提供と防犯教室・交通安全教室の開催

外国人住民が安全で快適な生活を送れるようにするための多言語による生活安全情報の提供と、外国人労働者、企業研修生、留学生等を対象と

した関係機関、NPO等団体との連携による防犯教室や交通安全教室等の開催

(4) 保健・福祉サービスの提供

① 現状と課題

医療については、外国人も日本人と同様に、被用者等を対象とした健康保険、又は自営業者、退職者等を対象とした国民健康保険等に参加することとされています。しかし、現実には、言葉の問題や社会保障制度等の違いにより、医療保険制度への理解が得られないことなどから、医療保険等に未加入か、加入しても保険料を滞納する場合が少なくないこと、未加入外国人の自己負担額の高額化による医療費未払いや受診を控えることによる病状の悪化など、様々な問題が発生していると指摘されています。

日本で40年以上暮らしている外国人住民でも、日本語に不得手な人は少なくありません。高齢化により、医療機関への受診機会も増えていますが、病院でうまく症状を伝えられない、医師や看護師の説明が分からないなどの不安や悩みを抱える外国人が多くいます。医療機関への受診や健診・健康相談等保健サービスの利用にあたっては、通訳者が必要な場合もあり、通訳者の確保及びその費用を誰が負担するかについても課題となっています。

また、薬の飲み方、検査などについても、母国とは違うケースも多く、トラブルを招きかねません。

なお、2022年12月現在の医療機関の状況については、「入院が必要な救急患者に対応できる医療機関」は13施設、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は30施設となっています。

また、保育所入所等子育てへの対応、更に、永住資格を持つ外国人住民などの高齢化により、年金や介護の分野でも多様な言語や多文化の対応が必要となっています。

このように、保健・医療・福祉分野においても、言語や習慣等の違いに配慮した行政サービスの提供が求められています。

② 今後の取組の方向

外国人住民の医療保険への加入の促進と医療保険制度の周知を図ることが重要であり、また、医療機関側も外国人の患者に対して適正な医療を円滑に提供するなど言葉等に関する課題解決のための体制および外国人を受け入れる医療機関の体制を整備することが必要です。

また、保健・福祉分野においても、多言語による各種制度の周知や健診等の実施により、外国人住民の健康づくりや、子育て支援や介護等福祉面での体制の整備が必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 社会保険への加入の啓発

関係機関と連携した外国人労働者の社会保険加入の実態把握、外国人を多く雇用している事業主や人材派遣会社等に対する社会保険加入への働きかけ

B 多言語による医療情報の提供

外国語対応が可能な医療機関に関する情報、医療保険制度(健康保険・国民健康保険)や診療時の問診票の記入方法等を説明した医療機関受診のための情報の多言語による提供

C 健康セミナー・健康相談会・健康診査等の実施

外国人住民の病気の早期発見や健康への関心を高めるための健康診査や健康相談の実施

D 医療通訳ボランティアの育成と通訳ボランティアの医療機関への派遣

医療サービスに関する高度な医療用語や日本の医療制度等に精通した通訳ボランティアの育成と、育成した通訳ボランティアの医療機関への派遣体制の整備

E 多言語による保育情報の提供

外国人住民の保育における不安を解消し、安心した子育てができるような保育環境の整備を目的とした多言語による子育てに関する情報提供

F 高齢者への対応

日本語によるコミュニケーションが困難な高齢の特別永住者等に対する介護制度の紹介やケアプラン作成時における通訳者の派遣

G ライフステージに応じた支援

保健師や介護福祉士、看護師を多文化ソーシャルワーカーとして育成し、ライフステージに応じた支援の実施

(5) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

① 現状と課題

子育て世代の外国人は、得られるサポートが少ないことから様々な悩みを抱えています。

子ども・子育てに関するサービスが分からない、利用方法が分からないといった課題もあります。

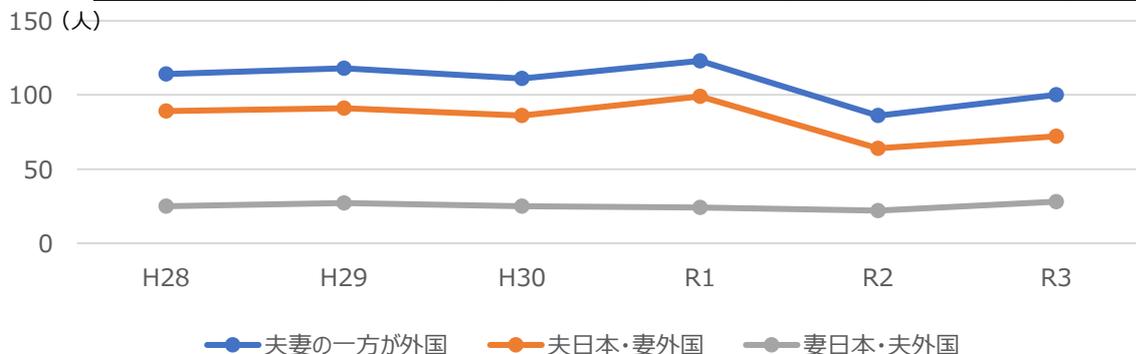
山梨県内の国際結婚数の推移をみると、一貫して妻が外国籍の結婚が多い傾向にあります。これは、子どもが生まれた際、母親が外国籍であるケースが多いことを意味しています。

また、年度当初の4月以降は、保育所(園)や幼稚園の入所・入園が困難となり、子どもを保育所や幼稚園に受け入れてもらえないといった制度上の課題も見受けられます。

【山梨県内の国際結婚数の推移】(再掲)

単位:人

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
夫妻の一方が外国	114	118	111	123	86	100
夫日本・妻外国	89	91	86	99	64	72
妻日本・夫外国	25	27	25	24	22	28



【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 母子保健及び保育における対応

日本で出産する外国人女性の増加に対応した多言語による母子健康手帳の交付や母子保健サービスの紹介、両親学級の開催

B サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配付を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。

また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

(6) 住宅確保のための支援

① 現状と課題

民間の住宅を借りる場合に、外国人であることを理由に入居を断られたり、保証人が置けないケースも多く、入居が難しい現状があります。

県営住宅への外国人住民の入居については、中長期在留者等については日本国民と同様の入居資格が認められていますが、入居者は近年減少傾向にあります。

入居時には多言語による簡易説明資料を説明し、配付していますが、文化、生活習慣等の違いにより、団地に住む上での生活マナーや団地特有のルールはまだ十分理解されていません。また、外国人入居者と日本人入居者の間で、言葉の違いにより意思の疎通が十分図られないことなどによるトラブルも発生しており、今後は、ゴミ処理など自治会活動に関わる説明資料の翻訳版の配付やトラブル発生時の通訳の派遣などの支援が望まれます。

一方、民間の賃貸住宅においては、言語や生活ルールの違い等によるトラブル発生への不安を理由とする入居制限等の事例が存在しています。

② 今後の取組の方向

外国人入居可能物件の登録、紹介および外国人に物件を仲介できる不動産業者のリスト化、賃貸借契約締結の場への通訳者派遣など、住宅確保の支援について県も参加する居住支援協議会において実施します。公営住宅に外国人入居者が一定数いる中で、多言語による入居情報の提供とともに、入居後の家庭ゴミ等一般廃棄物の取扱いなど日本人住民とトラブルなく生活できるよう地域の生活ルールについて周知することが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 「県営住宅住まいのしおり」等団地での生活に関する情報の提供による居住支援

多言語版入居ガイドブックの作成など多言語による入居情報の提供

B 居住支援協議会との連携

居住支援協議会などとともに外国人が入居できる民間の賃貸物件拡大検討

C 環境支援

ごみの出し方・分け方、リサイクル等に関する多言語版チラシの配付

D 自治会・町内会等を中心とする地域の生活ルール等を学ぶ取組の推進

多文化共生キーパーソン等を活用しての自治会等への外国人住民の加入の促進、自治会・町内会や商店街等による地域ぐるみの外国人住民への支援と地域の生活ルール学習の仕組みづくりの推進

3 共生の地域づくり

(背景)

前述の「1 コミュニケーション支援」及び「2 生活支援」を地域において円滑に展開するためには、地域住民全体の多文化共生に関する理解が極めて重要な前提となります。

特に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 68 号)の制定を踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消に向けた意識啓発に努める必要があります。

また、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人との交流やつながり、助け合いを充実させるための環境を整備することが必要です。

更に、外国人住民との交流は、地域住民自らの異文化理解力を向上させるとともに、相互に異文化と触れ合うことによる相乗効果を生みだし、活力あふれる地域社会の創造にもつながります。このため、地域住民がこのような多文化共生の意義を十分に理解することが重要です。

(1) 多文化共生の意識啓発

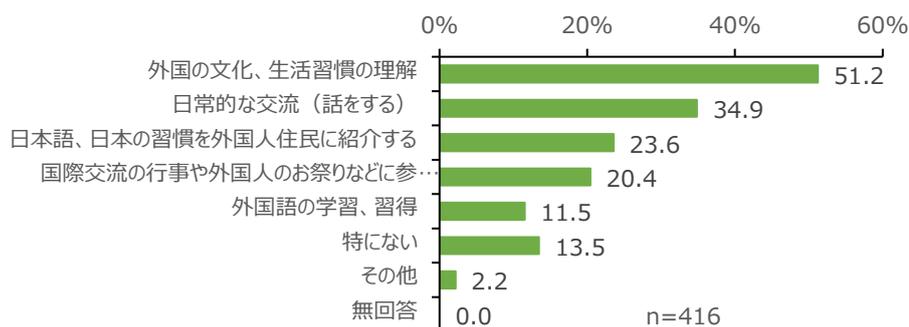
① 現状と課題

日本人は多文化共生社会についての意識が、まだまだ低く、中には外国人に対して不安や避けようとする気持ちを抱く人もいます。

このような中、多文化共生社会の形成に向けては、外国人住民に対して施策を講ずるのみならず、日本人住民側の多文化共生に関する国際理解教育や意識啓発が重要です。国籍や文化の違いにもかかわらず、地域で共に生活する住民として、互いを理解することが必要不可欠なためです。単に外国のことを知識として理解するような「国際理解」にとどまらず、文化や歴史の違いについての理解を促し、地域社会の構成員として共に生きていくための多文化理解の努力が求められています。

「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)によると、「外国人住民が暮らしやすい地域にするために日本人住民に必要なもの」との問いに対し、「外国の文化、生活習慣の理解」の回答割合が 51.2%と最も高く、「日常的な交流(話をする)」、「日本語、日本の習慣を外国人住民に紹介する」と続いており、日本人住民が外国人住民に対して理解を求め、また、外国人住民も雑談や対話を通じて理解したいと考えていることが分かります。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

共生社会の実現に向けて、日本人及び外国人住民、NPO・ボランティア団体、行政職員、企業、関係機関を対象に意識啓発を図るとともに、多文化共生推進のためのキーパーソンを育成することが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 多文化共生フォーラム・シンポジウムの開催

国際交流協会、大学、NPO等団体との連携・協働による多文化共生の地域づくりに向けたワークショップ、フォーラム、シンポジウムの開催

B 多文化共生キーパーソンの育成

地域社会で外国人住民を受け入れる仕組みづくりを促進するための行政や自治会と外国人住民とのパイプ役、地域で暮らす外国人住民の身近な生活アドバイス役などを果たす多文化共生キーパーソンの育成

C 多文化共生をテーマとした交流イベントの開催

国際交流協会、NPO等団体との連携による外国人住民の母国の文化・料理・スポーツや日本の文化・料理・スポーツ等を紹介する交流イベントの開催など外国人住民と地域住民との交流の場の設定

D 多文化共生の拠点づくり

地域と連携した学校、図書館、公民館等の多文化共生の拠点としての活用の促進

E 多文化共生の視点を踏まえた国際理解教育の推進

国際交流員(CIR)や留学生等を小中高校等教育機関及び市町村、民間国際交流等団体へ派遣して開催する青少年から大人までの多世代を対象とした多文化共生に向けた国際感覚を醸成するための国際理解講座の推進

(2) 外国人住民の自立と社会参画

① 現状と課題

地域における多文化共生の推進のためには、日本人住民側の意識啓発と同時に、外国人住民側の地域住民としての自覚と自立も重要です。その上で、外国人住民が積極的に地域社会に参画することが、多文化共生の地域づくりには欠かせません。

このため、日本語及び日本社会に関する学習支援を通じて自立への努力を促すとともに、外国人住民に地域社会へ参画できる機会を提供することが求められています。

② 今後の取組の方向

外国人住民の地域住民としての自覚と自立を促すとともに、地域社会に参画する機会を提供し、外国人住民の声を直接自治体の施策等に反映させることが必要です。これにより、従来の日本的視点からの施策形成に、異文化的視点からのアイデア等をプラスすることで、より付加価値の高い施策形成や、地域の活性化へと高めていくことができる、異文化との融合による相乗効果のあふれる特色ある地域づくりにつなげていくことが期待できます。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 外国人住民のコミュニティ等の実状把握と自治会への参加促進

外国人住民のコミュニティやネットワークの実状の把握と、多文化共生キーパーソンを活用した自治会への加入の促進

B 外国人住民の意見を地域の施策へ反映させる仕組みの導入

外国人住民の声を行政に反映させるための各種審議会・委員会等への外国人住民の参画の促進

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

(背景)

本県では、外国人を一人の山梨県に暮らす生活者として、そして、地域社会の担い手として重要な存在と捉えています。多様なバックグラウンドを持つ人々が地域を担うことは、様々な意見・アイデアを持ち、様々な「可能性」を携えた人々が集うことであり、衆知が結集されて、地域全体の持続的な成長につながっていくことを意味します。

また、日本人にとって住みやすいまち、外国人にとっても住みやすく、また、外国人にとって住みやすいまち、日本人にとっても住みやすいまちであることから、多文化共生の地域づくりについては、このような「ユニバーサルデザイン」の視点も取り入れる必要があります。

(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

① 現状と課題

人口減少・少子高齢化社会が急速に進展する中、外国人住民の増加は、地域を共に創る住民の増加として期待されています。

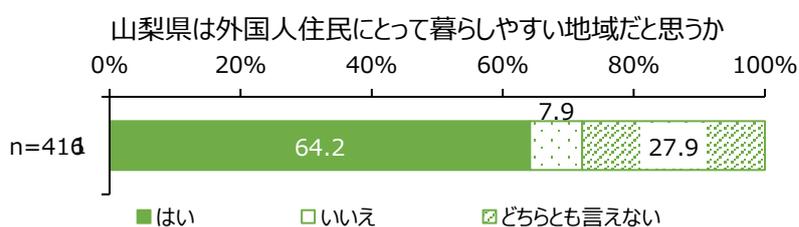
平成 26 年に山梨県で発生した豪雪の際には、外国人住民が除雪作業を積極的に行い、同じ地域住民として「地域を守る意識」を醸成するきっかけになった地域も出ています。

また、イベントの際には多言語のチラシを作成するなど地域活動を積極的に手伝える外国人住民も増加しており、良好な関係による地域活性化の取り組みがみられるようになっていきます。

一方で、「山梨県在留外国人アンケート調査結果」(令和4年4月実施)では、「山梨県外国人住民にとって暮らしやすい地域だと思うか」の設問に対し、「はい」の回答割合は 64.2%だったものの、「いいえ」(7.9%)、「どちらとも言えない」(27.9%)を合わせた回答は3割以上となっており、また、多くの外国人住民が山梨県を「住みやすい」と言えない状況であると捉えていることが分かります。

また、外国人住民の意見を取り入れることは、これまでになかった視点で地域を考えることにもつながるため、積極的な対話による住民理解と住みやすさの実現による地域活性化が求められます。

【山梨県在留外国人アンケート調査より】※グラフ中の「n」は回答者数



② 今後の取組の方向

外国人独自の視点を取り入れることや外国人がもたらす多様性を包摂することは、地域活性化の推進やグローバリズムへの対応の近道となります。そのため、外国人住民との連携・協働を積極的に進め、地域社会における外国人の活躍を促進する必要があります。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 外国人独自の視点の活用による地域活性化

外国人目線での地域資源の掘り起こしや地域の魅力の発信

B 外国人との連携・協働を通じた創造性の発揮

文化的背景の異なる外国人住民との連携・協働を通じた、新たな切り口やアイデアの導入

(2) 留学生の地域における就職促進

① 現状と課題

県内の大学で学ぶ留学生の数は、平成 27 年の 903 人から令和3年の 1,080 人と約 2 割増加しています。

留学生は、母国への帰国後は、山梨と母国との橋渡し役として本県にとって貴重なソフトパワーとなる可能性を有しているとともに、留学生の中には、地域のまちづくりに参画する人や、定住して日本企業に就職したり起業したりする人も増えています。

一方、留学生は、異国である日本で生活する以上、住宅や生活、就職等において様々な不安を抱えながら暮らしています。そのため、留学生の持つパワーを地域社会においても最大限発揮できるような環境の整備を目指して、これらの不安を解消し留学生が本県において充実した学生生活を送ることができるとともに、就学と就職等の目的が達成できるような支援策を講じる必要があります。

【山梨県内の留学生数の推移 平成 27～令和3年】

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
留学生数	903	970	1,042	1,039	1,078	1,075	1,080

(出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」)

注)本県に本部がある学校毎の留学生数の集計

【山梨県内の留学生数の状況(令和3年)】

国地域	留学生数
中国	738
ベトナム	112
韓国	30
マレーシア	27
台湾	19
バングラデシュ	19
タイ	18
アメリカ	14
ロシア	11
その他	94
合計	1,082

(出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」)

注)本県に所在する校舎毎の留学生数の集計

② 今後の取組の方向

留学生は、日本語能力に富み、日本文化や生活習慣にも通じ、出身国・地域のネットワークを持つことから、本県にとって貴重な人的財産と考えられ、その数も年々増加しています。このような留学生という人的資源を多文化共生推進のためのキーパーソン等として、また、ビジネスや観光等本県の産業振興のために活用するとともに、留学生への生活支援情報や本県での就職を斡旋するための就職情報の提供等の支援を行うことが必要です。

【多様な主体で進める具体的な取組事例】

A 多文化共生の取組への留学生の活用

外国人児童生徒に対する学習支援のための日本語や母語による学習サポーター、行政と外国人住民のパイプ役等多文化共生推進のためのキーパーソンとしての活用

B 留学生のための就職支援、企業インターンシップの支援

就職機会を拡大するための留学生向け就職準備講座の開催や、「大学コンソーシアムやまなし」^{iv}、山梨地域留学生交流推進協議会、県内経済団体等関係機関の連携による就職支援や企業インターンシップの支援

^{iv} 山梨県内の大学が相互に連携を図ることにより、多様な交流機会の提供、教育・研究の相互補完・向上と成果の還元、全国への情報発信に関する事業を行い、大学及び短期大学の特色ある発展を支援するとともに、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする県内大学・短期大学の連合体。

第5章 指針の推進に向けての体制整備

1 県の体制整備

○ 多文化共生推進体制の整備

平成18年度、指針の策定に向けて、国、県、市町村、関係機関、NPO等関係団体及び外国人住民から構成する「多文化共生研究会」を設置しました。

本指針策定後は、推進体制として同研究会を「やまなし多文化共生推進協議会」に改組して、指針に盛り込まれた多文化共生社会の形成に向けた取組事項等を推進していくための体制整備を図ってきました。

令和元年度には、「やまなし外国人活躍ビジョン」の策定及び推進のため、「やまなし外国人活躍ビジョン推進会議」を設置し、令和2年度より「やまなし多文化共生推進協議会」を統合させて、現在に至ります。

また、各主体の取組に実効性を持たせ、有意義で持続可能なものとするを目的として、多文化共生社会実現へのあるべき姿を議論すべく、令和4年度に「やまなし多文化共生社会実現構想策定委員会」を設置しました。

なお、県の部署間の連携や庁内横断体制を整備する趣旨から、庁内関係課から構成する「外国人材活躍に係る庁内連絡会議」(平成18年当時は「多文化共生庁内検討委員会」)を設置しています。

2 各主体の役割分担と連携・協働

(1) 今後必要な取組

現在、多文化共生の推進にかかわる取組は、県、市町村、県・市町村国際交流協会、大学、NPO、NGO、その他の民間団体等が相互にほとんど連携を図ることなく、独自に行っていることが少なくありません。

そのため、今後は、県や各市町村の実状を勘案した上で、多文化共生の推進に効果的かつ効率的に取り組むことができるよう、各主体の役割分担と連携・協働について整理する必要があります。

また、地域における多文化共生の推進の主体は、市町村、県や地域で活動するNPO、NGO、その他の民間主体のみではなく、外国人に関する諸制度を所管する国や、外国人労働者を雇用して利益を得ている企業も、重要な役割を担わなければなりません。

(2) 各主体の役割

① 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、外国人住民に行政サービスを提供する主体です。このため、多文化共生の推進にあたっては、最も重要な主体として位置づけられるべきものと考えられます。

グローバル化及び人口減少に伴う外国人の受け入れ増加により、外国人住民にかかわる諸課題が多く市の町村で顕在化しており、今後も更なる広がりが予想されます。

このような中、市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、県との役割分担を明確にしながら、外国人住民を直接支援する主体として、具体的には次のような役割が求められています。

指針・計画の策定

外国人住民への相談業務

地域住民の交流機会の提供

学校とNPO等団体との連携促進

地域の関係団体のネットワーク化を図る 等

② 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、市町村の境界を超えた広域にわたる事務、各市町村の調整に関する事務及びその規模または性質において一市町村が処理することが適当でない認められる事務を処理する主体です。

このため、多文化共生の推進にあたっては、広域的な課題への対応、市町村レベルでの多文化共生推進施策の支援、市町村レベルでは対応できない分野の補完などが県の責務となり、具体的には次のような役割が求められています。

指針、計画の策定

市町村情報の共有化・標準化仕組みづくり

県域全体に点在する社会資源(人材、NPO等団体、教材等)の調査

全県的な多文化共生にかかる地域住民への意識啓発

全県的な通訳者等専門的な人材の育成、多文化共生キーパーソンの育成

広域支援システムの構築

大学等と連携した人材の開発 等

③ NPO等団体の役割

NPO等団体は、外国人住民に直接サービスを提供する民間レベルの主体です。各団体の得意分野において、独自の専門的なノウハウや機動力等を活かしながら、多文化共生活動をきめ細かく実施することができるため、行政を補完する役割が期待されるなど、具体的には次のような役割が求められています。

審議会、委員会等への参画

行政との連携による、専門性を活かした事業の企画実施

NPO等団体間の連携

④ 大学の役割

現在、県内の多文化共生に関わる活動に多くの学生が参加しており、このような活動は、学生の国際感覚の醸成など人材育成の視点から、また地域における多文化共生社会の形成に向けて大切であると考えられます。大学には、こうした若い人材とともに、さまざまな領域の専門家を有しているため、多文化共生の分野での研修や講演、地域の相談業務などに人的・物的リソースを提供する役割が期待されます。

⑤ 国の役割

総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年3月)に整理されているとおり、「外国人受入にかかわる基本的考え方の提示」、「日本語及び日本社会に関する学習機会の提供」、「外国人の所在情報の把握システムの構築」、「外国人住民にかかわる各種制度の見直し促進」、「多文化共生に関する調査研究」などが、国の役割として考えられます。

⑥ 企業等の役割

A 企業等の社会的責任の履行

外国人住民の多くは労働力として企業・団体に雇用される人及びその家族であり、間接雇用の形態がとられることも多いとともに、近年は、「技能実習」や「特定技能」の在留資格の外国人が増加してきました。実質的な雇用者である受け入れ企業・団体には、地域の構成員としての社会的責任に加え、外国人労働者を雇用して利益を得ている組織としての社会的責任が存在します。また、被雇用者は国籍の如何を問わず、企業・団体にとっては重要な利害関係者(ステークホルダー)であることを認識する必要があります。

このような中、県、市町村や外国人住民にかかわるNPO、NGO等民間団体との連携を図った上で、外国人労働者の社会保険への加入促進など、企業側は社会的責任を誠実に履行するよう努めるべきです。

なお、このような企業の社会的責任は、企業規模の大小を問わず、また、受入企業のみならず、派遣元企業にも求められるものであります。

B 企業に求められる具体的対応

まず、企業はコンプライアンス(法令遵守)の観点から、労働関係法令等(労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法等)の遵守に努めるべきであります。

次に、企業は地域社会における一構成員としての観点から、商工会議所、中小企業組合等の地元経済団体や県、市町村、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体と連携し、外国人住民に関わる諸問題の解決に努める責任があります。

更に、外国人住民を交えた地域のイベントに企業が協力するなど、地域社会の一構成員としての地域貢献が積極的に行われることも期待されます。

⑦ 各士業との役割

弁護士及び行政書士などの役割として、弁護士による法律相談をはじめとする適正な法的支援及び行政書士による在留資格の手続きに対する支援などを行うことにより、外国人住民の生活基盤を担う役割が期待されます。

(3) 各主体の連携と協働

市町村においては、市町村国際交流協会、地元企業、NPO、NGO、その他の民間団体等の多様な主体との連携・協働を積極的に図る必要があります。このため、市町村の外国人住民施策担当部局及び市町村国際交流協会(NPO等団体)が中心的な役割を担い、管内に存在する多文化共生に係る社会資源について情報共有した上で、連携・協働を図るための協議の場を設けることも検討する必要があると思われます。

県においては、県レベルでどのようなリソースが存在しているか等について情報共有した上で、国、県、市町村、関係機関、NPO等関係団体及び外国人住民からなる「やまなし外国人活躍ビジョン推進会議」を通じて、県国際交流協会、NPO、その他の民間団体、大学等多様な主体との連携・協働を積極的に図ります。

また、県・市町村とNPO等団体との協働は、多文化共生を推進する上で、大きな推進力となることから、NPO等団体の計画段階等からの参画など、行政とNPO等団体が車の両輪として、それぞれの特色・利点を最大限に発揮できる仕組みづくりが大切です。